

学校だより

函南町立函南中学校
2月号
平成30年2月14日発行

学校教育目標『活力にあふれ、共に高め合う生徒』

- 重点目標
- (1) 将来の夢を持ち、学習に励む
 - (2) 自分と違う他人を知り、認め合う
 - (3) あいさつ、清掃、諸活動に励み、心身を鍛える

冬来たりなば春遠からじ

校長 久保田 浩子

節分が過ぎ、暖かい日と厳しい寒さの日が繰り返されながら、日一日と春を感じる時節となりました。2月の始めには、3年生の私立高校入試が行われました。9日には平昌オリンピックが開幕し、日本人選手の活躍が伝えられています。

手足も凍える寒い朝、生活委員の生徒、交通委員の生徒が専門委員会の活動として、外であいさつ運動や交通安全の広報活動を行っています。2月は生徒会本部の発案で、部活動ごとに朝のあいさつ運動へ参加し、あいさつを強化しています。多くの生徒が、寒さと朝の早さにも負けず、自分に課せられた役割を果たしています。寒い朝の早い時刻に家を出していただいている保護者・ご家族の皆様のご協力に感謝いたします。本校では、このような活動を教師と生徒が同行二人で行っています。先生方も寒い中、生徒と共に昇降口に立ちあいさつを行ったり、道路に立ち安全指導を行ったりしています。

学校生活では、学習以外に上記のような専門委員会等の生徒会活動や部活動、様々な行事による生徒の活動を行っています。

ところで、アメリカのヘックマン教授らは、テスト等で計測される認知能力とは違い人間の気質や性格的な特徴である『非認知能力』に注目しました。「誠実さ」「忍耐強さ」「社交性」「好奇心の強さ」……。この非認知能力が有意義な人生にとって極めて重要であり、非認知能力は人から学び獲得するものである。学校は学力に加えて、非認知能力を培う場でもあると述べました。（『学力の経済学』中室牧子著より）

さらに、この著書では多くの非認知能力の中でも人生を成功に導くうえで重要だと考えられているものに、「自制心」と「やり抜く力」を挙げています。「目先のことだけにとらわれず、我慢する力」「遠い先にあるゴールに向けて、興味を失わず、努力し続けることができる気質」と記しています。

寒さを我慢しながら、委員会の役割を果たそうとする力、合格に向けて勉強をやり抜く力……。今後の生徒の成長や希望の実現に期待しながら、「冬来たりなば春遠からじ」という言葉とともに、あと少し寒い日々を有意義に過ごしたいと思います。

教育活動の今年度の振り返りと次年度に向けて

学校では、毎年、2月から3月にかけて、1年間の教育活動の反省を行い、次年度の教育課程（カリキュラム）を編成します。現在、その作業を進めているところですが、次年度は、次期学習指導要領の理念も取り入れながら教育課程を編成するようにしています。報道などでご存知のとおり、平成29年3月に次期学習指導要領が文部科学省から公示されました。中学校においては、平成33年度から全面実施になりますが、次年度より先行実施する内容もあります。下図は、次期学習指導要領のキーワードが盛り込まれた解説図（中央教育審議会答申補足資料）になります。



【学習指導要領とは】

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成しています。

今年度の振り返りをする中で、質の高い学習指導や生徒指導を行う基盤になっているものは、「生徒との信頼関係に基づいた指導」が重要であることが話題になりました。次年度以降も、生徒との信頼関係を大切にしながら教育活動を推進していきます。

「学校教育法」において、「懲戒」と「体罰」について以下に示すように定められています。

【学校教育法第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例（文部科学省）より抜粋】

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。

(2) 認められる懲戒

- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。

本校教職員の体罰に関して校内相談体制として、窓口は、主幹教諭(大町)・教頭(宮崎)・校長(久保田)となっています。心配なことがある場合は、ご相談ください。